

京都市一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定制度に関する事務取扱要領

平成24年1月5日制定

令和元年6月20日改正

令和4年7月1日改正

令和5年3月10日改正

1 目的

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）からの申請に基づき一定の審査基準を満たした許可業者を優良事業者として認定することで、許可業者が優良事業者の認定を受けるべくより適切な事業運営に取り組み、一般廃棄物収集運搬業全体の質の向上が図られることを目的とする。

2 認定の審査の申出

(1) 審査の申出の時期

優良事業者の認定を希望する許可業者は、本市が毎年度設ける募集期間内に審査の申出をすることができる。

(2) 審査の申出に必要な書類

審査の申出は、次の事項を記した審査申出書（様式「一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定制度審査申出書」（以下「申出書」という。））の提出により行うものとする。

ア 申請者の許可番号、氏名及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 申請者の人員及び保有施設

ウ 担当者の氏名及び連絡先

エ 添付する関係書類の一覧

(3) 添付書類

申出書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

ア 事業所がある市町村の住民税及び固定資産税（土地・家屋分）に係る前々年度分及び前年度分の納税証明書

イ 本事務取扱要領3(5)の基準に適合することを証する資料

3 認定に係る審査基準

申出書の提出があったときは、次の基準に照らして審査を行い、適合した者について優良事業者として認定する。

なお、(1)、(3)及び(4)については認定日の属する年度の10月1日前2年間で、(2)については認定日の属する年度の前々年度及び前年度を審査の対象とする。

(1) 廃棄物処理法等の関係法令に基づき適正な処理をしている事業者であること。

ア 廃棄物処理法に係わる行政処分に該当する違反行為を行っていないこと。

イ 本市遵守事項に係わる行政指導（警告書）に該当する違反行為を行っていないこと。

(2) 本事務取扱要領2(3)アの各市町村税に滞納がないこと。

(3) 本市クリーンセンター搬入手数料の未納や納付遅延がないこと。

(4) その他、優良事業者としてふさわしい事業者であること。

ア 本市主催の研修会や説明会等に無断欠席していないこと。

イ 本市が求めた報告書や提出物の遅延や未提出がないこと。

ウ 事業所や駐車場等が適正に維持・管理されていること。

(5) 一般廃棄物収集運搬業を推進するに当たり、地球環境への配慮や社会的使命及び責任を果たしている事業者として、次のうち五つ以上の基準に適合していること。

ア 分別収集体制を確立し、的確に実施していること。

- イ 環境配慮の取組がISO14001等の認証制度により認められていること。
- ウ 社内自主研修等を開催し、従業員教育を徹底していること。
- エ インターネット上で業務に関する情報を公開していること。
- オ 危機管理マニュアルの整備や防災訓練等の実施など、緊急時の体制整備をしていること。
- カ 「優良エコドライブ推進事業所」に認定されていること。又は「エコドライブ推進事業所」登録を行い、全許可車両において「エコドライブ10のすすめ」を実践していること。
- キ 全許可車両にバックカメラ、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを装着していること。
- ク 許可車両に電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を導入していること。
- ケ 事業所において、太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギー電力の調達を実施していること。
- コ 地域社会への貢献活動（地域の清掃活動への参加、環境教育の実施等）を行っていること。

4 認定の期間

- (1) 優良事業者の認定の期間は、認定日から認定日の属する年度の翌々年度の9月末日までとする。
- (2) 優良事業者として認定した許可業者が、認定期間の満了の日の後も継続して優良事業者の認定を希望し、本市が指定した期日までに申出書の提出があった場合において、認定期間の満了の日までにその申出書に対する決定がされないときは、従前の認定は、認定期間の満了の日の後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 一般廃棄物処理業許可証への記載

優良事業者として認定した許可業者に対しては、審査基準に適合している旨を許可証に記載し交付するものとする。併せて、認定証を交付する。

6 審査基準に適合する許可業者の公表

優良事業者として認定した許可業者については、「許可番号」、「許可業者名」、「連絡先」等を本市のホームページにおいて公表するものとする。

7 認定の取消し

- (1) 優良事業者として認定した許可業者は、認定期間中に審査基準（3(1)イを除く。次号において同じ。）に適合しなくなったときは、その旨を申し出るものとする。
- (2) 前号の申出があったとき、又は優良事業者として認定した許可業者が認定期間中に審査基準に適合しなくなったと認めたときは、認定の取消しを行う。
- (3) 前号の取消しを行ったときは、交付した認定証を返納させ、一般廃棄物処理業許可証への記載を削除する。

附則

この事務取扱要領は、平成24年1月1日より適用する。

附則

この事務取扱要領は、令和元年6月20日から施行する。

附則

この事務取扱要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

- 1 この事務取扱要領は、令和5年3月10日から施行する。
- 2 前項の施行日前行った優良事業者の認定に係る事務の取扱いについては、この事務取扱要領4(1)の認定の期間を除き、なお従前の例による。